

一、利益 國家公務員に関する適正な給与制度の確立に寄与する。
 一、方法 各方面的関係者、学識経験者等より説明及び意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて現地の実情を調査する。

一、期間 本期国会開会中
 右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年五月二十三日

人事委員長 村尾 重雄

参議院議長河井彌八殿

公務員制度に関する一般調査承認要求書

一、事件の名称 公務員制度に関する一般調査

一、調査の目的 公務員制度についての各般の根本基準を確立するため人事行政に関する諸問題を調査する。

一、利益 適正な公務員制度の確立に寄与する。

一、方法 各方面的関係者、学識経験者等より説明及び意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて現地の実情を調査する。

一、期間 本期国会開会中
 右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年五月二十五日

農林委員長 片桐 貞吉

参議院議長河井彌八殿

通商及び産業一般に関する調査承認要求書

一、事件の名称 通商及び産業一般に関する調査

一、調査の目的 最近の国際情勢により実情を収取るとともに資料を収集し、且つ必要に応じて実地調査を行ふ。

一、期間 本期国会開会中
 右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年五月二十六日

厚生委員長 堂森 芳夫

参議院議長河井彌八殿

通商及び産業一般に関する調査承認要求書

一、事件の名称 通商及び産業一般に関する調査

一、方法 政府並びに民間関係者より実情を収取るとともに資料を収集し、且つ必要に応じて実地調査を行ふ。

一、利益 貿易及び産業に関する法律案審査に資するとともに経済自立体制確立に寄与する。

一、方法 政府、各産業団体、各企業及び学識経験者並びにその他の関係者の出席を求めて説明又は意見を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて関係諸施設を視察する。

一、期間 本期国会開会中
 右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年五月二十三日

人事委員長 村尾 重雄

参議院議長河井彌八殿

社会保険制度に関する調査承認要求書

一、事件の名称 社会保障制度に関する調査

一、調査の目的 社会保障制度の確立が現下の最も緊要な問題であるのにかんがみ、社会保障制度に関する各国の事例及び我が國の複雑な現行制度等の検討を行い、日本の実情に即した理想的社会保障制度を創案してその立法化に資する。

一、利益 社会保障制度を速かに完結し、必要に応じて実地調査を行ふ。

一、期間 本期国会開会中
 去る二十五日農林委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は一昨二十七日これを承認した。

農林政策に関する調査承認要求書

昭和二十八年五月二十七日

運輸委員長 前田 稔

参議院議長河井彌八殿

日本經濟の安定と復興に関する調査承認要求書

一、事件の名称 日本經濟の安定と復興に関する調査

一、調査の目的 内外情勢の変化に伴い、日本經濟の自立体制確立のための諸政策の実施状況とその実施諸条件に關し調査研究する。

一、方法 政府及び民間関係者から説明又は意見を聴取し、資料を収集し、日本經濟自立体制の確立に寄与する。

一、期間 本期国会開会中
 右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年五月二十六日

通商藍葉委員長 中川 以良

参議院議長河井彌八殿

昭和二十七年土地調整委員会年次報告書

同日内閣から左の報告書を受領した。昭和二十七年度第三・四半期における予算使用状況報告書

同日内閣總理大臣から、日本銀行政策委員会委員に宮島清次郎君を任命したので日本銀行法第十三条ノ四の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

昨二十八日各委員会において当選した理事は左の通りである。

電気通信委員会

理事 島津 忠彦君

同 久保 等君

郵政委員会

理事 中川 幸平君

同 柏木 康治君

決算委員会

理事 長谷山行教君

同 松平 勇雄君

同 島村 軍大君

同 大倉 精一君

同 菊田 七平君

同 日委員長から左の報告書を提出した。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案可決報告書

厚生省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

等の一部を改正する法律案可決報告書

少年院法の一部を改正する法律案可決報告書

外国人登録法の一部を改正する法律案可決報告書

一昨二十七日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

法務政務次官 三浦寅之助君

外務政務次官 小瀧 彰君

大蔵政務次官 愛知 梅君

文部政務次官 福井 勇君

厚生政務次官 中山 マサ君

農林政務次官 篠田 弘作君

通商産業政務次官 古池 信三君

運輸政務次官 西村 英一君

郵政政務次官 飯塚 定輔君

労働政務次官 安井 謙君

建設政務次官 南 好雄君

行政管理政務次官 菊池 裕郎君

北海道開発 玉置 信一君

政務次官 青木 正君

自治政務次官 前田 正男君

保安政務次官 深水 六郎君

内閣総理大臣 太郎君

官房会計課長 深水 六郎君

国家地方整備局 深水 六郎君

内閣総理大臣 太郎君

官房会計課長 深水 六郎君

内閣総理大臣 太郎君

同日内閣総理大臣から、法務政務次官

○議長(河井彌八君) これより本日の会議を開きます。

この際お詫びをいたします。図書館

運営委員長石黒忠篤君から、常任委員長を辞任いたしたいとの申出がござりました。これを許可することに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) つきましては、この際、日程に追加して、裁判官弾劾裁判官を、それ、「辞任いたしたい旨の申出がございました。いすれも許可することに御異議ございませんか。」

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 杉山君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 完君、三好英之君を指名いたしました。

吉田を、同予備員に深川タマエ君、加瀬

君、亀田得治君、小林亦治君、一松定

と云ふ者を指名いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつてばずれも許可することに決しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) つきましては、この際、日程に追加して、裁判官弾劾裁判官及び同予備員の選挙を行ふ順序は、現予備員の島津忠彦君を第一順位、深川タマエ君を第二順位、加瀬完君を第三順位、三好英之君を第四順位といたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 任期満了により欠員となつた者三名、只今の辞任に伴い欠員となつた者二名、合せて五名でございます。又選挙する裁判員の数は、議員の任期満了により欠員となつた者三名でございます。なお、予備員の選挙により欠員となつた者二名、只今の辞任に伴い欠員となつた者一名、合せて三名でございます。なお、予備員の選挙當り欠員となつた者二名、只今の裁判官弾劾裁判官及び同予備員の選挙に當りましては、その職務を行ふ順序を定めることになつております。

○議長(河井彌八君) 私は只今の杉山君の動議に賛成いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(河井彌八君) 〔岡田宗司君発言の許可を求む〕 〔拍手〕

○議長(河井彌八君) 〔岡田宗司君〕 私はこの際、内閣及び浅間山麓等演習地に関する緊急質問の提出いたしました。

官報 (号外)

5

○田畠金光君 私は只今の岡田宗司君の動議に賛成いたしました。

○謙長(河井彌八君) 岡田君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謙長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。岡田宗司君。

〔岡田宗司君登壇、拍手〕

○岡田宗司君 私はここに内灘の試射場そのほか浅間山麓、妙義山麓等、アメリカ軍の演習地の問題につきまして、政府に緊急質問をいたします。

昨年の秋、アメリカ軍当局の要求によりまして石川県河北郡内灘村に試射場を設置しよろといたしました際に、地元村民を初め石川県民の間に、これに対しまして激しい反対運動が起つたのであります。政府は反対運動の猛烈なに慌てまして、同県出身の国務大臣林屋赳次郎君を派遣いたしまして、反対者を慰撫し、地元村民に設置を納得させようとしたのであります。その際、林屋氏は、閣議の決定に基きまして、見舞金として一戸当たり五万円、異例でございます。一千戸分として五千五百万円を支払い、更に道路建設費等といたしまして二千万円を支出すること、試射場使用の期限を四ヵ月に限ること等を条件として交渉いたしましたのであります。この四ヵ月間といたことは、昨年の十二月二十三日の本院予算委員会におきまして、私の本問題に関する質問に対しまして、林屋氏はその旨をはつきり言明しております。

あります。これは林屋氏個人の意見としてではないのであります。政府の公式の答弁としてなされたものではありません。政府が約束いたしました四ヵ月の期間はこの四月三十日を以て満了したのであります。従つて政府は約束通り試射場を廃止して、土地及び海面を直ちに元通り村民に使用させるのが当然であるにもかかわりませず、政府は、アメリカ軍当局、砲弾製造業者等の要求によりまして、継続使用の腹をきめたらしく、直ちに解除せず、一方月間の猶予期間を置きまして、この間に村民等に交渉いたしまして、継続使用の承諾を押しつけようとしておるのではあります。この試射場設置によりまして直接甚大な損害をこうむつておる内灘村民並びに隣接町村民は言うに及ばず、石川県民は、政府が約束を破りまして継続使用を押しつけようとする態度に憤り、又将来の不安におひえまして、全県挙げて猛烈な反対運動を展開しておるのであります。そのためには、知事、県会議員、地元代表、婦人会代表、労組代表が大勢上京いたしまして、連日政府に反対陳情を行つておることは御承知のことあります。

第一に、政府は先に使用期限は四ヵ月と約束したが、この約束をみずから破つて、アメリカ側の要求に従つて内灘村試射場をアメリカ軍に今後も引続として、全県挙げて猛烈な反対運動を展開しておるのであります。そのためには、連日政府に反対陳情を行つておることは御承知のことあります。(「どうだ」と呼ぶ者あり)車廻裡まる属國根性ある御答弁を願いたいのですが、果して使用再開を行ふるかどうか。この点の明確な御答弁を願いたいのです。も聞いておりませんが、果して使用再開されると強行するかどうか。この点の明確な御答弁を願いたいのです。

第二に、県民の反対運動は極めて猛烈でございます。六月一日まであと三日しかございません。この間にこの人と語つて継続使用を承諾せることとは、先づ不可能と言わなければならぬ 것입니다。諂ひが不成功的の場合には一体政府は如何なる措置を講ずるにつけども、内灘村に試射場設置したのはどうぞよろしいのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)す。

第三にお伺いしたいのは、内灘村試射場の使用が四ヵ月の期限付であることは、アメリカ側もその使用開始當時までに了承しておるところと思うのであります。それ故に、四月三十日以後は射撃を中止しておるのであります。然るに岡崎外相は、去る二十五日上京いたしまして、代表者たちが陳情に參りました際に、日本はアメリカ軍に防衛してもらつておるのだから試射場を提供することは仕方がないと、暗に継続使用をほのめかし、極めて冷淡な態度をとつておるのだから試射場を無視しておるよう聞いておるのであります。

そこで私は岡崎外相に対しまして、次の点について明確な答弁を承わりたいのであります。

第一に、政府は先に使用期限は四ヵ月と約束したが、この約束をみずから破つて、アメリカ側の要求に従つて内灘村試射場をアメリカ軍に今後も引続として、全県挙げて猛烈な反対運動を展開しておるのであります。そのためには、連日政府に反対陳情を行つておることは御承知のことあります。(「どうだ」と呼ぶ者あり)車廻裡まる属國根性ある御答弁を願いたいのです。もつとくたくさんあります。

第四に、独立後にいえども、行政協定に基いて、アメリカ側は日米安全保障条約に示されておるいわゆる施設及び区域を次から次へと要求して来ておるのであります。飛行場、演習場、試射場の設置や拡張が要求され、地方とどの地方が要求されておるの

次に木村保安庁長官にお尋ねしたい

り) こまかしません。(笑声)

のであります。従来保安隊の設置の場所や或いは演習地の設置等につきまして、アメリカ軍当局から指図が行われておると聞いております。先

ずアドバイスか干渉か、どちらか知りませんが、とにかくこうじうことでは日本の独立を傷つけること甚だしいも

のであります。重大な問題と思うのであります。今後 MSA の援助を受け

るようになつて参りますと、かかるアドバイスか干渉が一層激しくなるもの

と私どもは予想しておるのであります。

一体、保安隊の演習地の設置等につ

いてアドバイスか干渉が受けたこと

ではないかどうか。若しあるとすればそれはどういうことであるのか。又独立

後においてそういう指図を受けておる

のかどうか。これに対して木村保安庁長官はどういう態度をおとりになつておるか、その点についてお伺いしたい

のであります。

最後に緒方副総理にお伺いしたい。

これは昨年の閣議におきまして四ヵ月

ときめたということを、今日政府は破

棄するか、その点についてお伺いしたい

のであります。

以上を以て私の質問を終ります。な

お時間が残つておりますので、再質問をいたすつもりであります。

○國務大臣(緒方竹虎君) お答えを申上げます。(「こまかすな」と呼ぶ者あ

は、大体約二十名であります。その間に風紀の問題等は未だ一つも起つておきませんし、又住民との摩擦等も率

いにしてない 것입니다。問題は、

内難におけるその者が非常に大き

いので、その内難村と申すよりも、む

ろその向うの弾丸の落ちる附近の住

民が非常に困難をいたしておりますとい

うの如きに聞いております。そこで

一応四月末日までといふことになつておりましたので、五月からは試射を中止いたしまして、漁業の立入り等も認

めでおりましたけれども、只今緒方副

総理の申されましたように、試射場は

どこかにどうしても置く必要がありま

す。これが当然であると考えます。こ

の新たな要請に対しまして、政府とい

たしまして慎重に研究いたしますこと

は、これ又当然のことと考えてやつておる次第でございます。(拍手)

○國務大臣(岡崎勝男君) 只今緒方副

総理からお答えをいたした通りであり

ます。が、なお敷衍して申しますと、

元來この試射場の設置につきましては、その当時地元でも非常に反対もありましたし、又その実際やつてみてどうなるかという点について相当不安があつたのは事実であります。例えば

又米軍将兵と地元民との衝突や摩擦といふようなことを心配された向きもある。

それで以て政治ができるかどうか。そういう民主主義政があるかどうか。その根本的な点について緒方副

に必要と認められるもの以外は承認しない方針で来ております。

なお、この内難村等の問題につきましては、兵器製造業者等の働きかけで政

府が動いているのじやないか。——こ

ういうことは断じてありませんから、さよや御承知を願いたいと思います。

○國田宗司君 再質問をいたします。

○國務大臣(内田信也君) お答え申上

げますが、私は就任後まだ日が浅いもので、詳細に実情を精査する暇がござ

いませんが、私の聞いておるところに

いますれば、米軍が陸上演習場とし

て要求した所が五十一地区あります。

すでに合意されたものが二十二区

で、そのうち農地が千八百八十三町歩

とか調整できますものならば、内難が

一番全体として適当な土地であります

ので、地元民の納得をできるだけ得

これを引き続き使用したいと考えて、只

今より一歩涉いたとしておるのであり

ます。従いまして、政府としては、只

十六町歩でございまして、除外したものが五地区だそうであります。それ

で、飛行場は要求が二十八地区ござ

ります。これが農地が四千四百五

六町歩でございまして、除外したものが五地区だそうであります。それが

あります。これが農地が百七十町歩、保留

区域の提供につきましては、占領時代

におおむね内難、浅間山はこれに包含して

おりません。内難、浅間山はこれに包含して

おりません。内難については、又浅間

山麓についても、外務大臣より只今御

答申上げて通りであります。が、これ

に對しては、農民に損害のないよう

に、できるだけの工夫をしております

次第でございます。(拍手、「どういう

ふうにするのですか、具体的に」と呼ぶ者あり)

○國務大臣(木村篤太郎君) 保安隊の

手

これまでみで結果を更によく調べてみよ

う、こうじうことにいたしておつたの

飛行機の発達が非常に甚だしく、從

なければならぬ部分があります

けれども、政府としましては、アメリ

カ駐留軍の要求に対しましても、絶対

あります。

次に岡崎外務大臣は施設及び区域は

減つておると言つておる。成るほど

フルカ場だのホテルだの、そういう所は

返してくれましたけれども、今内田農

林大臣の言われましたように、新たに

要求されておるものには非常に多いの

あります。このまだ未解決になつてお

ります所がたくさんございますが、これは政府としては早急にアメリカ側に對して使用を許可するつもりであるかどうか。とにかく日米安全保障条約ある以上は、どんぐりと提供しても仕方がないという考え方であるよう思われるのですが、この残つておられます所に対し、どういう方針で臨まれるのか。はつきり御答弁を願いたいと思います。以上。(拍手)

〔國務大臣・諸方竹虎君登壇、拍手〕

○國務大臣(諸方竹虎君) お答えをいたします。

内讃の試射場につきまして、現地又は石川県の県当局等と折衝いたしまして、仮に円滑に話が進みましても、六月一日から実施することは困難であると考えております。

それから、強硬な手段をとるかといふお話をあります。これはできるだけ理解の下に強硬な手段をとりたくないと考えております。(拍手)

〔國務大臣・岡崎勝男君登壇、拍手〕

○國務大臣(岡崎勝男君) 日本に米軍が駐留することが止むを得ぬとしますれば、「止むを得ぬことはない」と呼ぶ者あり)これに対する訓練その他そのための必要とするものは、これは提供しなければならない理窟になります。ただその場合におきましても、先ほど申した通り、我々が調べましても絶対に必要であると、こう考えるものだけを提供いたしまして、それ以外は許さぬつもりでおります。(拍手、「絶対なんといふことがあるか」と呼ぶ者あり)

〔國田宗司君発言の許可を求む〕

○議長(河井彌八君) 岡田宗司君。

○岡田宗司君 まだ時間が残つておりますから、海の中へ射つてしまつて

ります所がたくさんございますが、これは政府としては早急にアメリカ側に對して使用を許可するつもりであるかどうか。とにかく日米安全保障条約ある以上は、どんぐりと提供しても仕方がないという考え方であるよう思われるのですが、はつきり御答弁を願いたいと思います。以上。(拍手)

〔國務大臣・諸方竹虎君登壇、拍手〕

○國務大臣(諸方竹虎君) お答えをいたします。

内讃の試射場につきまして、現地又は石川県の県当局等と折衝いたしまして、仮に円滑に話が進みましても、六月一日から実施することは困難であると考えております。

〔國田宗司君登壇、拍手〕

○國田宗司君 今の諸方副総理のお話ですと、どうぞ協定が調わないときに、これは強制的にやるということを裏に含んでおると思うのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)そうであるかどうかといふとお伺いしたい。

次に岡崎外務大臣の御答弁を伺つておるといふと、どうしても提供する義務がある、こういふふうに言われておるのでありますけれども、その場合においては、国民の生活に対してどれだけの影響を与えるかといふことについて、十分な注意が払われておらんように思ふ。例えば内讃試射場の問題につきましては、何か海上或いはどこか無人島等におきまして、人のいらない所で以てやるようなことをお考へになつておらんのかどうかといふことをお伺いしたいのであります。

〔國務大臣・諸方竹虎君登壇、拍手〕

○國務大臣(諸方竹虎君) 政府といたて、凍霜害被害対策に對して、以下数点に亘り農林大臣並びに大蔵大臣に御答弁をお願いいたします。この問題は全国の農民に關係がある問題であり、全農民が全身を耳にして聞いている問題であります。政府は誠意を以てお答えして頂きました。

今回の凍霜害の被害は、その範囲の広大さと被害の甚大なる点で、最近の記録にない大災害であります。現在においてお答えして頂きました。

第三点は、被害調査の正篤を期するためには、委員会を派遣して調査し、被害を最小限度に食いとめるための対策及び指導を強化し、農業技術員等に活動に必要な手当をなし、病虫害の防除費、更に速効性肥料の購入費助成、及び所

は目的を達しないのであります。今、無人島といふお話をありました。これは日本中を実は殆んど、大きさに言えれば限なく歩いて探したのであります。その結果、適当な所が、無人島等には見付からなかつたのであります。

〔戸叶武君発言の許可を求む〕

○戸叶武君(河井彌八君) 戸叶武君。

○戸叶武君 私はこの際、凍霜害対策に対する緊急質問の動議を提出いたしました。

〔戸叶武君発言の許可を求む〕

○戸叶武君(河井彌八君) 戸叶武君の動議に賛成いたします。

○戸叶武君 私はこの際、凍霜害対策に対する緊急質問の動議を提出いたしました。

〔戸叶武君登壇、拍手〕

○戸叶武君 私は日本社会党を代表して、凍霜害被害対策に對して、以下数点に亘り農林大臣並びに大蔵大臣に御答弁をお願いいたします。この問題は全国の農民に關係がある問題であり、全農民が全身を耳にして聞いている問題であります。政府は誠意を以てお答えして頂きました。

今回の凍霜害の被害は、その範囲の広大さと被害の甚大なる点で、最近の記録にない大災害であります。現在においてお答えして頂きました。

第三点は、被害調査の正篤を期するためには、委員会を派遣して調査し、被害を最小限度に食いとめるための対策及び指導を強化し、農業技術員等に活動に必要な手当をなし、病虫害の防除費、更に速効性肥料の購入費助成、及び所

が、この際に對する見通しを語つて欲しい。

第二点。我が党は議員立法として、損失補償、利子補給を内容とする凍霜害融資臨時措置法の制定を求めておる。この法律は、昨年十二月二十九日を了承したと思ひますが、政府の見解はどうか、それを承わりたい。

これに続いて、最近全国農業委員会協議会凍霜害対策緊急協議会で、応急対策の助成処置として十五億九千万円の予算金を支出せしむることを申合せました。政府も大体これを了承したと思ひますが、政府の見解はどうか、それを承わりたい。

員会の合同委員会を開き、政府に対し六億円の予算金を支出せしむることを了承いたしました。政府も大体これを了承したと思ひますが、政府の見解はどうか、それを承わりたい。

(号) 外報官

を目的とする。」と語つております。然るに第二条で、「農業災害補償は、農業共済組合の行う共済事業、農業共済組合の行う保険事業及び政府の行う再保険事業とする。」と規定しております。これでは、名前だけは農業災害補償法であるが、その実体は単なる農業共済法に過ぎない。農業災害補償は、今や農民や農業団体の責任といふよりは、國家の責任においてなさるべきであります。農業災害は社会保障制度の一環として、国家がこれを補償する當然の義務があります。これなくして眞の福祉国家の完成はあり得ないのであります。英國の社会保障制度においても、災害補償が重要な地位を占めておることは御承知の通りであります。この根本問題に直面して、農林大臣はこれを断行する決意或いは準備又は意欲があるかどうか、この際、承つておきたい。

もう一つは、農業気象観測制度の確立により未然に災害の防除を図ることであるが、政府さえ断行する意想があれば、これは直ちに実行できると思うがどうか。災害を天命としてのみ諦めることなくして、近代科学の力でこれを予防し食いとめる努力こそ、政治の力でなければなりません。災害の悲劇を乗り越えて、打ちひしがれている農民に生産意欲を巻き起させる政策の躍動こそ、目下の急務であります。世間一般から、自由党政は金融財閥及び独占資本のみに奉仕し、農民に対しても冷淡であるとの批評を受けていた際に、「ノーノ」と呼ぶ者あり農業界及び政界の苦労人である内田農林大臣から私の質問に答つておることにより、未嘗有ともいふべき農業災害に対し政府は如何なる対策を講ぜられんとしているか、この議場を通じて全国農民諸君に明瞭にお知らせを願いたい。これを以て私の質問といたします。

なお時間が余っておりますから、再質問をいたします。(拍手) 「國務大臣内田信也君登壇、拍手」 ○國務大臣(内田信也君) お咎申上ります。(了) 異常につきましては、非常の心配をもちまして、その実情の調査即ちどのくらいの損害があつたか、又その面積がどうであつたかなどを調査いたしましたけれども、なかなかこれが変化をして来ますので、その真相の把握に困難を加えましたが、漸くその数字が、これならばという数字が得られましたので、目下只今お話を通り大蔵当局と日々折衝を重ねておる次第であります。一方では只今の倒質問中にもあります。(了) 以上述べましたように、其の通りと申しまして、これを自由加入にしたがいはれども、私はまとめるのが目的で、私がそれをただ先走つて申上げて話を纏めますから、これは申上げないのであります。(了)

が、それから災害補償の法律の問題、これは実にお話の通り重大な問題であります。今日補償法案が今改正法律案にして、これまでに何回か提出される事でございますから、この解説その通りと呼ぶ者あり) それは實にお話の通り重大な問題であります。今日補償法案が今改正法律案として、一方では只今の倒質問中にもあります。以下述べます。(了) 以上述べました災害補償法案の一部改正法を、すこし詳しくお聞かせください。まず、これまでに何回か提出される事でございますから、これによつて、春耕だけの補償金支払もやることができることになりますが、これまでに何回か提出される事でございますから、この解説その通りと呼ぶ者あり) これは申上げるのであります。そこで、今までに何回か提出される事でございますから、これまでに何回か提出される事でございますから、この解説その通りと呼ぶ者あり) これは申上げるのであります。

そこで、改めてこの法律に対する御意見を述べさせていただきます。これは、これまでに何回か提出される事でございますから、この法律に対する御意見を述べさせていただきます。(了) 以上述べました災害補償法案の一部改正法を、すこし詳しくお聞かせください。まず、これまでに何回か提出される事でございますから、これによつて、春耕だけの補償金支払もやることができることになりますが、これまでに何回か提出される事でございますから、この解説その通りと呼ぶ者あり) これは申上げるのであります。

以上述べました災害補償法案の一部改正法を、すこし詳しくお聞かせください。まず、これまでに何回か提出される事でございますから、これによつて、春耕だけの補償金支払もやることができることになりますが、これまでに何回か提出される事でございますから、この解説その通りと呼ぶ者あり) これは申上げるのであります。

以上述べました災害補償法案の一部改正法を、すこし詳しくお聞かせください。まず、これまでに何回か提出される事でございますから、これによつて、春耕だけの補償金支払もやることができることになりますが、これまでに何回か提出される事でございますから、この解説その通りと呼ぶ者あり) これは申上げるのであります。

以上述べました災害補償法案の一部改正法を、すこし詳しくお聞かせください。まず、これまでに何回か提出される事でございますから、これによつて、春耕だけの補償金支払もやることができることになりますが、これまでに何回か提出される事でございますから、この解説その通りと呼ぶ者あり) これは申上げのであります。

以上述べました災害補償法案の一部改正法を、すこし詳しくお聞かせください。まず、これまでに何回か提出される事でございますから、これによつて、春耕だけの補償金支払もやることができることになりますが、これまでに何回か提出される事でございますから、この解説その通りと呼ぶ者あり) これは申上げのであります。

以上述べました災害補償法案の一部改正法を、すこし詳しくお聞かせください。まず、これまでに何回か提出される事でございますから、これによつて、春耕だけの補償金支払もやることができることになりますが、これまでに何回か提出される事でございますから、この解説その通りと呼ぶ者あり) これは申上げのであります。

(号) 外報官

以上述べました災害補償法案の一部改正法を、すこし詳しくお聞かせください。まず、これまでに何回か提出される事でございますから、これによつて、春耕だけの補償金支払もやることができることになりますが、これまでに何回か提出される事でございますから、この解説その通りと呼ぶ者あり) これは申上げのであります。

(了)

ここで見通しを申上げるならば、却つて折角まとまりかかつておるものを探しては農業諸君に相済まんと考えますから、これは申上げないのであります。(了)

霏害につきましては、非常の心配をもちまして、その実情の調査即ちどのくらいの損害があつたか、又その面積がどうであつたかなどを調査いたしましたけれども、なかなかこれが交化をして来ますので、その真相の把握に困難を加えましたが、漸くその数字

が、これならばという数字が得られましたので、目下只今お話を通り大蔵当局と日々折衝を重ねておる次第であります。

まず、一方では只今の倒質問中にもあります。(了) 以上述べました災害補償法案の一部改正法を、すこし詳しくお聞かせください。まず、これまでに何回か提出される事でございますから、これによつて、春耕だけの補償金支払もやることができる事になりますが、これまでに何回か提出される事でございますから、この解説その通りと呼ぶ者あり) これは申上げのであります。

これまでに何回か提出される事でございますから、これまでに何回か提出される事でございますから、この解説その通りと呼ぶ者あり) これは申上げのであります。

(了)

(号外)

官報

9

「言え」と呼ぶ者あり)それを先へぶちまけてしまつて、又事務当局の御突でも来たしては、とんだ迷惑を農民にかけますから、そういうわけで私は數字についてそう申上げたのであります。御見解は御自由でございます。(拍手)

〔森崎隆君発言の許可を求む〕

○議長(河井彌八君) 森崎隆君。

○森崎隆君 私はこの際、第三海洋丸事件につきまして緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○田畠金光君 私は只今の森崎隆君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 森崎隆君の動議に御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 森崎隆君の發言を許します。

〔森崎隆君登壇、拍手〕

○森崎隆君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、去る三月廿一日に捕されました第三海洋丸事件につきまして、政府当局、特に外務大臣にお尋ねを申上げたいと思います。こんな問題は、本来ならば政府御当局に全面的に信頼を申上げまして、こゝに御異議ございませんか。

〔森崎隆君登壇、拍手〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。森崎隆君の發言を許します。

〔森崎隆君登壇、拍手〕

○森崎隆君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、去る三月廿一日に捕されました第三海洋丸事件につきまして、政府当局、特に外務大臣にお尋ねを申上げたいと思います。こんな問題は、本来ならば政府御当局に全面的に信頼を申上げまして、こゝに御異議ございませんか。

〔森崎隆君登壇、拍手〕

○森崎隆君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、去る三月廿一日に捕されました第三海洋丸事件につきまして、政府当局、特に外務大臣にお尋ねを申上げたいと思います。こんな問題は、本来ならば政

府御当局に全面的に信頼を申上げまして、こゝに御異議ございませんか。

〔森崎隆君登壇、拍手〕

○森崎隆君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、去る三月廿一日に捕されました第三海洋丸事件につきまして、政府当局、特に外務大臣にお尋ねを申上げたいと思います。こんな問題は、本来ならば政

損害、即ち出灘資金といはしまして、燃料その他の代價であらゆるものを入れまして百一十九万八千百二十三円、第二は不動産による損害八百五十分円、拿捕船留による諸経費が通信その他につきまして五十万七千四百九十五円、船体損傷費二十万円、船員及び船主慰謝料が百六十四万円、合計いたしまして一千二百十四万五千六百十八円というべき事実による損害賠償の請求がなされております。これにつきましては政府當局は勿論十分の責任を以て善処されることでございましたしほうが、この問題につきまして、比国と交渉上につきましてどういう御決意を以て現在なされておるか、又今後もこの問題の解決に努力されまつるか、この点をお聞かせ頂きたいと思ひます。

最後に、時間がかつて恐れ入りますが、日本國と國交の回復した諸國及び実際に國交回復したものと考えられている外國との間に、友好親善のうちにお互いの福祉の向上、文化の交流を進めて行きますことは、平和憲法を信じ抜く我々としては当然の責務であると信じております。かかる不幸な事件が引き起されたことは誠に遺憾とするところであります。國の責任者といはたしましては、曾ての軍國時代のごとく武力による威嚇外交や銃剣に守られた侵略的行動といふようなものではなくて、平和のうちに、良識と理解と正義に立脚して解決を圖らなければならぬものと思います。而してこの平和的な解決に当りましては、飽くまで不法は不法とし、正当は正当として主張してもらいたいのです。これ若し事の眞実に立脚せずして、徒らに両國将来の親善の美名にのみ隠れまして、又未解決の賠償問題の拘引の具に

供せられまして、本件が闇のうちに取扱われるようになりますては、實に我々といったしましては遺憾千万だと存する次第でございます。これは日本漁業将来の發展のためにも非常に憂慮すべき問題であると私は考えます。本事件の機会を借りて申上げる次第でござります。

御親切な答弁を期待いたしまして降壇いたします。(拍手) ○國務大臣(岡崎勝男君) お答えをいたします。

この事件は私どもも承知しております。只今いろいろ調査を続けておる最中であります。で、御質問の順序によりましてお答えをいたしますが、実に領海の範囲といふ問題につきましては、これは世界中を探しまするといろいろの所でいろいろの主張が行われております。日本は從来から三マイルといふ主張を続けておりますが、他のいたしましては、曾ての軍國時代のごとく武力による威嚇外交や銃剣に守られた侵略的行動といふようなものではなくて、平和のうちに、良識と理解と正義に立脚して解決を図らなければならぬものと思います。而してこの平和的な解決に当りましては、飽くまで不法は不法とし、正当は正当として主張してもらいたいのです。これ

おこなつておるかは、これは鹿児島県の水産部長その他の人々の資料も検討しなければならないと思つておりますが、併しそれが全部が全部その通りと言ふ得るかどうかは、これは鹿児島県の水産部長その他の人々の資料も検討しなければなりません。

○田畠金光君 私は只今の佐多忠蔵君の動議に賛成いたしました。

○佐多忠蔵君 私はこの際、日米通商航海条約並びに対比賠償に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○河井彌八君 私は只今の佐多忠蔵君の動議に賛成いたしました。

○佐多忠蔵君 私は日本社会党を代表しまして、佐多君の質問を許します。登壇願ひます。

○河井彌八君 御異議ございませんか。

○佐多忠蔵君 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○佐多忠蔵君 私は日本社会党を代表しまして、佐多君の質問を許します。登壇願ひます。

○河井彌八君 質問の第一は、去る四月二日にあわただしく調印されました日米通商航海条約についてであります。この条約は、私がから申上げるまでもなく、我がほんに存じておられませんで、特に米西条約で以てスペインとアメリカとの間に平和条約を結んで、二十度なら二十度半の区域を定め、公海自由の原則を固くとつております。併し日本としましては、領海の範囲は三マイル、又それを出した公海におきましてはいわゆる公海自由の原則を固くとつております。而して、この趣旨によりまして今後も交渉を続けるつもりであります。ただ、初めに申しました通り、事件はまだ調査中にありますて、極く最近に更に鹿児島県の水産部長の報告を受けることに

つておるはずであります。ただ、初めに申しました通り、事件はまだ調査中にありますて、極く最近に更に鹿児島県の水産部長の報告を受けることに

つておるはずであります。ただ、初めに申しました通り、事件はまだ調査中にありますて、極く最近に更に鹿児島県の水産部長の報告を受けることに

つておるはずであります。ただ、初めに申しました通り、事件はまだ調査中にありますて、極く最近に更に鹿児島県の水産部長の報告を受けることに

つておるはずであります。ただ、初めに申しました通り、事件はまだ調査中にありますて、極く最近に更に鹿児島県の水産部長の報告を受けることに

つておるはずであります。ただ、初めに申しました通り、事件はまだ調査中にありますて、極く最近に更に鹿児島県の水産部長の報告を受けることに

占領中に一方的に取得した権益であるところの在日アメリカ銀行の預金借託業務をそのまま認めておりません。それだけでなく、貸付業務を無制限に許す点において全く不当であると思うのであります。が、日本政府はなぜかかる屈辱的な条約を結ばなければならなかつたのか。その理由、経緯を岡崎外務大臣から詳しく御説明願いたい。臣から詳しく承りたいのであります。

質問の第二は、去る四月十五日にアメリカ國務省のスポーツマン・マクダーモット氏によつてなされました対日特需二カ年間保証に関する声明についてでございます。この国務省の声明によりますと、我が国におけるアメリカの支出総額は激減することはない、少くとも今後二カ年間は比較的高い水準を維持する、若し日本經濟に重大な事態が生ずるならば、アメリカ政府当局は日本援助の方策を日本代表と協議することとなると言つております。この声明は、その内容もさることながら、先づ問題になるのは、これが総選挙の最中に発表されたことに重大な政治的な意義を認めざるを得ないであります。これは、あの当時、朝鮮休戦の進展、両陣営の対立の緩和、平和風潮の急速な展開に伴ひまして、いわゆる平和恐慌におののきながら、国民大衆が吉田政府に対する不信をいやが上にも高めつあつたそのときに発せられたのであります。私は、あの声明の意図までを説明しようとはいたしません。併し、少くともその結果においては総選挙を吉田政府に有利に導いたことは疑いを容れないところであります。

質問の第三は、MSAの援助についてであります。ダレス・アメリカ國務長官は、五月五日の上下両院の合同外交委員会で、一九五四年度の相互安全保険計画には、日本の国内治安維持と国土防衛のための武器を賄う資金が含まれていると証言をいたしております。この스타ッセン相互安全保険本部長官も、その委員会の秘密會議席上で、日本が今後二カ年間の日本向け特需を保証する旨を声明したと述べておられます。又吉田總理は、當時談話を発表されましたが、その談話の中で、あの声明はアメリカが特需を引き続き相当高い水準に維持する方針を示したものだと、明確に断言をしておられます。然るにましたが、その談話の中では、あの声明は、その話合いはどちらつかず、局によつてこのよう明言をされておる以上、日本側もこの問題についてすでに一応の話合ははしたことと思うのであります。アメリカの責任ある外務官僚直脇者が、その明言をしておると言つてよいと思つてあります。又吉田總理は、當時談話を発表されましたが、その談話の中で、あの声明は、その話合ははことなると想つたが、それでアメリカと相談をしていない外務大臣の意を受けてやつてゐると思つてあります。が、その点はどうなつてゐるのか。すでに決意をされておられるのかを、吉田總理大臣、岡崎外務大臣から詳しく述べてお聞きを願いたい。

質問の第四は、MSAの援助につきましては、日本から只今までのところ要請をしておることはないと考えます。先般、五月二十五日でありますか、奥村外務次官のかなり具体的な話が或る新聞に出ておりましたが、これは取調べの結果、殆んど根拠のないものであつたといふことがわかりました。外務大臣が出席しておられませんので、私がから注意を専念したいことを、私は報告を受けております。それからMSAの援助につきましては、日本から只今までのところ要請をしておることはないと考えます。先般、五月二十五日でありますか、奥村外務次官のかなり具体的な話が或る新聞に出ておりましたが、これは取調べの結果、殆んど根拠のないものであつたといふことがわかりました。外務大臣が出席しておられませんので、私がから注意を専念したいことを、私は報告を受けております。

○國務大臣(緒方竹虎君) 総理大臣が「嘘ついたや駄目だぞ」「總理大臣どうした」と呼ぶ者あり

(拍手) 若しアメリカ政府の方針であります。そのいずれであるかを明確にされんことを吉田總理大臣と岡崎外務大臣に強く要求をいたしまして、私の緊急質問を終る次第であります。

○國務大臣(岡崎勝男君) お答えをいたします。

○國務大臣(緒方竹虎君) 総理大臣が「嘘ついたや駄目だぞ」「總理大臣どうした」と呼ぶ者あり

(拍手) 日米通商条約につきましては、私の外交演説におきましても二回に亘つてこれを述べ、調印も近きにありとうことを申上げております。又国会におきましても、委員会の質問においてはできるだけ問題点を説明しておつたのであります。これは必ずと政府の態度を明らかにしておつたと考えております。又この問題点につきましては、民間の関係団体の意見も聞いておるのであります。その重要な点について全然秘密等にしておらなかつたことは、十分御理解が行くと思います。そろし

て今副總理からも申されましたように、ずっと交渉を繰り返しておつたのであります。調印がたま／＼意見のまとまりましたのが三月の中旬でありましたので、三月中旬頃に調印の予定であったところが、解散になりましたから、更にその後の処置を研究した結果、從来の方針をそのまま持続して來ておるのであるから調印差支えなしという見解の下に調印いたしましたが、効力の発生は勿論國会の承認を待つものでありますから、私としては一向調印は差支えないと考えておりま

なお、このうちのアメリカ側の有する国内の蓄積円の使用についてのお話がありましたが、政府としては外資をできるだけ導入しようという方針の下に、外資が入つて來ることが容易になるような方策を考えておるのであります。そのため、そのために外国人の日本における株式の取得も認めようという方針をとつております。ただ、只今のところはまだ十分に資産再評価等もできておりませんので、今の状況で自由に株の取得を認めますと、日本の経済に思われる影響が起ると考えますので、条約発効後三年間は現状通りに旧株の取得を制限することにいたしております。この三年の間に国内の資本蓄積を進め、又再評価も行なつて、株を取得されても困らないような状況に行くものと確信しております。

又銀行のお話がありましたが、銀行の活動は自然外資の導入や対外貿易の関係からも必要でありますから、この際、既得権を認めて実際上何ら支障がない、こう考えております。この点は国内の銀行家の意見も十分聴取した結果、かうにいたしたのであります。

又アメリカの対日特權が二ヵ年間大休現状を維持するであろうといふこと

につけましては、これは丁度選挙の前りまして、調印がたま／＼意見のまとまりましたのが三月の中旬でありましたのでありますから、これで、三月中旬頃に調印の予定であったところが、解散になりましたから、更にその後の処置を研究した結果、從来の方針をそのまま持続して來ておるのであるから調印差支えなしという見解の下に調印いたしましたが、効力の発生は勿論國会の承認を待つものでありますから、私としては一向調印は差支えないと考えておりま

す。

なお、このうちのアメリカ側の有する国内の蓄積円の使用についてのお話がありましたが、政府としては外資をできるだけ導入しようという方針の下に、外資が入つて來ることが容易になるような方策を考えておるのであります。そのため、そのために外国人の日本における株式の取得も認めようという方針をとつております。ただ、只今のところはまだ十分に資産再評価等もできておりませんので、今の状況で自由に株の取得を認めますと、日本の経済に思われる影響が起ると考えますので、条約発効後三年間は現状通りに旧株の取得を制限することにいたしております。この三年の間に国内の資本蓄積を進め、又再評価も行なつて、株を取得されても困らないような状況に行くものと確信しております。

又銀行のお話がありましたが、銀行の活動は自然外資の導入や対外貿易の関係からも必要でありますから、この際、既得権を認めて実際上何ら支障がない、こう考えております。この点は国内の銀行家の意見も十分聴取した結果、かうにいたしたのであります。

又アメリカの対日特權が二ヵ年間大休現状を維持するであろうといふこと

につきましては、これは丁度選挙の前に朝鮮の休戦が達成まして、國內でもこの特權はどうなるかといふことにつけまして非常な不安があつたと見られます。そこで、これを考へて、方針と言いますか、方針を述べたものであります。

日本政府に対してこれを保証したといふ性質のものではありません。たまたまそれが選挙中でありますけれども、併しこの程度の声明で日本の国内の内政を動かされるといふほどに国の政治は脆弱ではないと私は考えておりま

す。(「脆弱でなければ問題はない」と呼ぶ者あり)

又M.S.Aの援助につきましては、これが軍事援助であるか軍事援助でないか、これはまだ実はアメリカ自体でも相互安全保障法が決定していないのであります。そうして、「提案されておるじやないか」と呼ぶ者あり)こちらで議論するのは早いと私は思つております。又そう急に必要ないと考えておりま

す。そうして、「只今いろいろの点は研究中であります。まだアメリカ側と話をいたしておる段階ではあります。併し政府のとるべき方針として、憲法の規定の範囲内で行動するとは勿論であります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 内閣総理大臣の答弁及び大臣の答弁は他日に留保されましよ。

(藤原道子君発言の許可を求む)

○藤原道子君 藤原道子君

○議長(河井彌八君) 藤原道子君の引揚に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○田畠金光君 私は只今の藤原道子君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 藤原道子君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ない認

めます。藤原道子君の答弁を請ります。

〔藤原道子君 私はこの際、中共から

これを見てたものであります。別にアメリカ側において、その政府の見通しと言いますか、方針と言いますか、これであります。

日本政府に対してもこれを保証したといふ性質のものではありません。たまたまそれが選挙中でありますけれども、併しこの程度の声明で日本の国内の内政を動かされるといふほどに国の政治は脆弱ではないと私は考えておりま

す。(「脆弱でなければ問題はない」と呼ぶ者あり)

だ駄らざる同胞を多数殺して終戦とな

りました。国内におきまして、その肉親はこれらの同胞の帰國を一日千秋の

思いで待ち焦がれて参りました。あら

ゆる方法を以て政府にこれを要望しまして、政府に御質問申上げたいと存じます。

先ず第一に、中國及びソ連地区に未

だ駄らざる同胞を多数殺して終戦とな

りました。国内におきまして、その肉親はこれらの同胞の帰國を一日千秋の

思いで待ち焦がれて参りました。あら

ゆる方法を以て政府にこれを要望しまして、政府に御質問申上げたいと存じます。

〔議長退席、副議長着席〕

これら中國の人々は帰國可能である

といふ想みを持ちまして、私財を売払つたり、或ひは又追徴をいたしまし

て、その帰國の準備をした。ところが

政府の態度がはつきりいたしませんた

れども、政府の無能は何らかのことを

されましとき、国民全部の胸の中に

はほのぐとした喜びが湧き上つたの

によりまして、幾多の困難を突破いた

しまして、漸く中国からの帰國が實現されましとき、国民党全部の胸の中に

はほのぐとした喜びが湧き上つたの

によりまして、幾多の困難を突破いた

しまして、漸く中国からの帰國が實現されましとき、国民党全部の胸の中に

るお考えを持ち、如何なる方法をとろ

うとしておなでになるか。私はこの点

の考えはないが、「その通り」と呼ぶ

者あり)このように私は考えられて

おりますが、これに

念願しております人は六百三十一名

と聞いておりますが、併しこれが可

能と相成りましたときには、急速に人

員は激増して来るであろうと思つて

ございます。

〔議長退席、副議長着席〕

これら中國の人々は帰國可能である

といふ想みを持ちまして、私財を売払つたり、或ひは又追徴をいたしまし

て、その帰國の準備をした。ところが

政府の態度がはつきりいたしませんた

れども、政府の無能は何らかのことを

されましとき、国民党全部の胸の中に

はほのぐとした喜びが湧き上つたの

によりまして、幾多の困難を突破いた

しまして、漸く中国からの帰國が實現

されましとき、国民党全部の胸の中に

はほのぐとした喜びが湧き上つたの

によりまして、幾多の困難を突破いた

しまして、漸く中国からの帰國が實現

されましとき、国民党全部の胸の中に

かの勢力にお氣兼ねをしておいでにな

るのではないか、「その通り」と呼ぶ

者あり)このように私は考えられて

おりますが、これに

念願しておられます

が、これに

対してのお考えをお伺いいたします。

更に又、政府は昨日の衆議院外務委員会におきまして、その答弁の中にお

きまして、滸日華僑の帰國につれて、

台湾出身者を大陸に帰すには問題があ

るとの答えておりますが、昨年の四月

二十八日、出入国管理令によりまし

て、その帰國の準備をした。ところが

希望の地へ自由に帰すということを言

明されているのでございましますが、国民党政府は

らかに國際法上、差別をして

いるとの考えをお伺いいたします。

政府は台湾出身者と大陸出身者の国籍を差別して

対してお考えをお伺いいたします。

〔議長退席、副議長着席〕

〔藤原道子君発言の許可を求む〕

○藤原道子君

○議長(河井彌八君)

〔藤原道子君の動議に賛成いたしました。〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔議長退席、副議長着席〕

〔藤原道子君の動議に賛成いたしました。〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔議長退席、副議長着席〕

〔藤原道子君の動議に賛成いたしました。〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔議長退席、副議長着席〕

〔藤原道子君の動議に賛成いたしました。〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔議長退席、副議長着席〕

〔藤原道子君の動議に賛成いたしました。〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

告があつたと思うのでござります。ところが、帰りたい中國の人々を私たちにお歸ししないといふことになりましません。これは國際法上の問題でもございましょ。同時に私たちの道德の責任をも私たちは痛感しなければならない、かように考えるのでござります。殊に帰ろうとする人が日夜その日を待つて、離職をして準備を整えている。而も生活に喘いでいる。生活保護法の保護も受けることはできない。これによることになります。殊に帰ろうとする人が日夜その本政府といいたしまして、対外的なその影響を如何にお考えになつておいでになるのでございましょ。私は速やかに決断をお持ち頂きましたて、「一日も早く中国の人々の速やかなる帰國の実現されることを要望いたすものでござります」。

又この際、ソ連地区からの引揚でござりますが、最近新聞紙上等におきまして、その引揚の見通しが明るくなつたやに散見いたしますのでござりますが、これらにつきましては政府はどのような報道に接しておられるか。又それの帰国に対しましてどのような手段方策等をおとりになつておいでになるかといふことも、私はお伺いいたしたいのでござります。更に又、厚生大臣にお伺いいたしたいことは、長い間おがれしておりました愛する祖国へ帰つた人々の、その援護の措置がどのようにとられておるか。住宅の問題、教育の問題或いは又医療の問題、職業の問題等々につきまして、詳しく述べてお伺いいたしました。時間がまだございますが、答弁によりまして再質問をいたしたいと思ひます。(拍手)

(國務大臣岡崎勝男君登壇、拍手) ○國務大臣(岡崎勝男君) お答えをいたします。この引揚に当りますしては、これはい

い悪いは別としまして、國民政府は中止を申立てたことは御承知の通りであります。従つて、重ねて申しますが、政府としては、そのときに國民政府側はノー・ペッセンジャー、ノーカーゴーといふ条件を付けて來たのであります。従つて引揚船は、單に中共地区にある日本の国民を引揚げるという人道的な目的にだけ使うといふ了解の下に、これに対し妨害をしないといふ保障をくれたのであります。従つて今度の、國內にありますて、従つてこの引揚船を利用することには甚だしい異議があるのでござります。政府としては、国内にある中国人が外へ出たないという場合に、これをとめる理由は一つもないのとあります。むしろ国内の人口も非常に多い現状であつて、政府としては都合がいいくらいにありますから、帰つてもらえることは、政府としては都合がいいくらいに思つておるのであります。従つてできるだけ帰國を促進したいと考えておりますが、併し國民政府の態度はなかなか強硬であります。危険がないと、こうおつしやいましたが、必ずしも危険がないと私は断言はできません。併し國民政府の反対を強めておるか。住宅の問題、教育の問題或いは又医療の問題、職業の問題等々につきまして、詳しく述べてお伺いいたしましたが存じます。

時間はまだござりますが、答弁によりまして再質問をいたしたいと思ひます。(拍手) ○國務大臣(岡崎勝男君) お答えをいたします。この引揚に当りますしては、これはい悪いは別としまして、國民政府は中止を申立てたことは御承知の通りであります。従つて、重ねて申しますが、政府としては、そのときに國民政府側はノー・ペッセンジャー、ノーカーゴーといふ条件を付けて來たのであります。従つて引揚船は、單に中共地区にある日本の国民を引揚げるという人道的な目的にだけ使うといふ了解の下に、これに対し妨害をしないといふ保障をくれたのであります。従つて今度の、國內にありますて、従つてこの引揚船を利用することには甚だしい異議があるのでござります。政府としては、国内にある中国人が外へ出たないという場合に、これをとめる理由は一つもないのとあります。むしろ国内の人口も非常に多い現状であつて、政府としては都合がいいくらいに思つておるのであります。従つてできるだけ帰國を促進したいと考えておりますが、併し國民政府の態度はなかなか強硬であります。危険がないと、こうおつしやいましたが、必ずしも危険がないと私は断言はできません。併し國民政府の反対を強めておるか。住宅の問題、教育の問題或いは又医療の問題、職業の問題等々につきまして、詳しく述べてお伺いいたしましたが存じます。

(拍手) ○國務大臣(岡崎勝男君) お答えをいたします。この引揚に当りますしては、これはい

い悪いは別としまして、國民政府は中止を申立てたことは御承知の通りであります。従つて、重ねて申しますが、政府としては、そのときに國民政府側はノー・ペッセンジャー、ノーカーゴーといふ条件を付けて來たのであります。従つて引揚船は、單に中共地区にある日本の国民を引揚げるという人道的な目的にだけ使うといふ了解の下に、これに対し妨害をしないといふ保障をくれたのであります。従つて今度の、國內にありますて、従つてこの引揚船を利用することには甚だしい異議があるのでござります。政府としては、国内にある中国人が外へ出たないという場合に、これをとめる理由は一つもないのとあります。むしろ国内の人口も非常に多い現状であつて、政府としては都合がいいくらいに思つておるのであります。従つてできるだけ帰國を促進したいと考えておりますが、併し國民政府の態度はなかなか強硬であります。危険がないと、こうおつしやいましたが、必ずしも危険がないと私は断言はできません。併し國民政府の反対を強めておるか。住宅の問題、教育の問題或いは又医療の問題、職業の問題等々につきまして、詳しく述べてお伺いいたしましたが存じます。

(拍手) ○國務大臣(岡崎勝男君) お答えをいたします。この引揚に当りますしては、これはい

